



金 沢 市 公 報

号外第4号の4

令和6年(2024年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課) 3
○金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監 理 課)	1	○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (地域保健課) 3
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	2	○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課) 5
○公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則 (金沢美術工芸大学建設事務所)	2	○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 6
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課)	3	○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (") 12

規 則

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金 沢 市 長 村 山 卓

●金沢市規則第19号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「最低制限価格基準額」の次に「の110分の100に相当する額(以下「税抜き基準額」という。)」を、「係数」の次に「(以下「ランダム係数」という。)」を、「切り捨てた額」の次に「に100分の110を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、税抜き基準額にランダム係数を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)未満で最高の価格の入札金額に100分の110を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

ア 予定価格の110分の100に相当する額以下で、税抜き基準額にランダム係数を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以上の範囲内に有効な入札がないとき。

イ 税抜き基準額に0.9990を乗じて得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以上に有効な入札があるとき。

第31条に次の1項を加える。

2 契約予定者は、契約保証金の納付に代えて前項において読み替えて準用する第5条第1項第6号に掲げる保証事業会社の保証を担保として提供する場合は、保証事業会社が交付する当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、契約予定者が当該措置を講じたときは、当該保証を証する書面が提出されたものとみなす。

第32条の2及び第44条の2第5項ただし書中「第31条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第20号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎4号の項を削り、同表東京公舎5号の項中「東京公舎5号」を「東京公舎4号」に改め、同表東京公舎6号の項中「東京公舎6号」を「東京公舎5号」に改め、同表東京公舎7号の項中「東京公舎7号」を「東京公舎6号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第21号

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（会計監査報告の作成）

第12条の2 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第22号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第23号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条の2に見出しとして「（規制薬物の影響下にある馬の出走制限等）」を付し、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 競走の当日において、規制薬物の取締りの一環として出走を制限すべき期間として市長が別に定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。

第65条第1項中「第37条の2第3項」を「第37条の2第4項」に改め、同条第2項中「第37条の2第2項」を「第37条の2第3項」に改める。

第72条第1項第2号中「第37条の2第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第24号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の4（見出しを含む。）中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証申請書」に改め、「による申請」の次に「並びに法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証の申請」を加える。

第2条の9の見出し中「医療受給者証」の次に「及び登録者証」を加え、同条中「医療受給者証」の次に「及び法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る書面による登録者証」を加える。

第6条の2の15中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第6条の12中「（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第7条第1項第6号中「第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由」を「第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由」に改め、「(法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。)」を削る。
様式第1号の5中

「

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（※1）

」を

「

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登記者証申請書 （新規・更新・変更）（※1）
--

」に、

「

受給者番号（※4）	
-----------	--

」を

「

受給者番号（※4）		登記者証申請（※5）	申請する・申請しない
-----------	--	------------	------------

」に、

「

小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（※5、6）

」

を「

小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日（※6、7）

」に、

「小児慢性特定疾病医療費の支給を申請」を「申請」に、

「※5 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日（ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前）の同じ日）まで遡って申請することが可能です。

そのため、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。

※6 更新の場合は、原則記入不要です。」

「※5 「申請する」を選択した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登記者情報を確認することがあります。

※6 小児慢性特定疾病医療費の支給開始日は、指定医が疾病の状態の程度を満たしていると診断した日（ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前）の同じ日）まで遡って申請することが可能です。

そのため、申請日にかかわらず、医療意見書に記載された診断年月日等、小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。

※7 更新の場合は、原則記入不要です。」

改める。

様式第1号の10中

「

指定医療機関	
--------	--

」

を「

指定医療機関	
小児慢性特定疾病登記者証	

」に改める。

様式第2号の2中「医療型児童発達支援、」を「児童発達支援（治療に係るもの）」に、

申請する支援の種類	区 分	支 援 の 種 類	申請に係る具体的内容
申請する支援の種類	障害児通所給付費	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	を
		<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
		<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
		<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
		<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	
障害児入所給付費	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援		
	<input type="checkbox"/> 指定発達支援医療機関		

申請する支援の種類	区 分	支 援 の 種 類	申請に係る具体的内容
申請する支援の種類	障害児通所給付費	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	に
		<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
		<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
		<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	
	障害児入所給付費	<input type="checkbox"/> 障害児入所支援	
<input type="checkbox"/> 指定発達支援医療機関			

改める。

様式第2号の5中「医療型児童発達支援の」を「児童発達支援（治療に係るもの）」に、

変更を申請する支援の種類	支 援 の 種 類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援の種類	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	を
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

変更を申請する支援の種類	支 援 の 種 類	申請に係る具体的内容
変更を申請する支援の種類	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	に
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第25号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1号中「福祉健康局長」を「市民局長」に改め、同条第2号中「福祉健康局医療保険課」を「市民局

保険年金課」に改める。

第3号様式ア(ウ)第2葉中

(A)	内訳	医療分保険料額				を	
		一般分					
		退職分					
(A) 医療分保険料額							に、
(B)	内訳	支援金分保険料額				を	
		一般分					
		退職分					
(B) 支援金分保険料額							に、
(C)	内訳	介護分保険料額				を	
		一般分					
		退職分					
(C) 介護分保険料額							に

改める。

第8号様式中「4月」を「1期」に、「5月」を「2期」に、「6月」を「3期」に、「7月」を「4期」に、「8月」を「5期」に、「9月」を「6期」に、「10月」を「7期」に、「11月」を「8期」に、「12月」を「9期」に、「1月」を「10期」に、「2月」を「11期」に、「3月」を「12期」に改める。

第9号様式中

月 別	月から	月まで	を	期 別	期から	期まで	に改める。
-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-------

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8号様式及び第9号様式の改正規定並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定による納入通知書は、改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 3 金沢市国民健康保険条例施行規則第12条の納入通知書の様式は、改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する改正前の第8号様式及び第9号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第26号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「登録事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、同条第3項中「、当該基準該当居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときにあっては当該廃止又は休止の日の1月前までに」を削り、「再開したと

きにあつては」を「再開したときは、」に、「事業廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 基準該当居宅サービス事業者は、当該基準該当居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

第11条第1項中「登録事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、同条第2項中「、当該基準該当居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときにあつては当該廃止又は休止の日の1月前までに」を削り、「再開したときにあつては」を「再開したときは、」に、「事業廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 基準該当居宅介護支援事業者は、当該基準該当居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

第11条の2第1項中「登録事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、同条第3項中「、当該基準該当介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときにあつては当該廃止又は休止の日の1月前までに」を削り、「再開したときにあつては」を「再開したときは、」に、「事業廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 基準該当介護予防サービス事業者は、当該基準該当介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

第15条第1項第2号中「第10条第3項、第11条第2項又は第11条の2第3項」を「第10条第4項、第11条第3項又は第11条の2第4項」に改める。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号(第5条-第8条、第9条、第9条の4-第9条の6関係)

- 基準該当居宅サービス事業所
- 基準該当介護予防サービス事業所
- 基準該当居宅介護支援事業所
- 基準該当介護予防支援事業所

登録申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 名称
 代表者職名・氏名

基準該当事業所として、登録を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号					
申 請 者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地						
	連絡先						
	法人等の種類						
	代表者の職名・氏名・ 生 年 月 日	職名	フリガナ 氏 名	生年 月 日			
代 表 者 の 住 所							
法人の吸収合併又は吸収分割における指定(許可)申請時に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>							
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	同一所在地において行う事業等の種類		登録申請 対象事業等	既に登録を 受けている 事業等	登録申請をする 事業等の開始 予定年月日	様 式	
	居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護					
		訪問入浴介護					
		通所介護					
		短期入所生活介護					
		福祉用具貸与					
	サ ー ビ ス 予 防	介護予防訪問入浴介護					
		介護予防短期入所生活介護					
		介護予防福祉用具貸与					
	居 宅 介 護 支 援 事 業						
介 護 予 防 支 援 事 業							
基 準 該 当 事 業 所 番 号		(既に登録を受けている場合)					
介 護 保 険 事 業 所 番 号		(既に指定又は許可を受けている場合)					
医 療 機 関 コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)					

- 備考
- 1 「登録申請対象事業等」「既に登録を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 - 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
 - 3 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
 - 4 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。

様式第2号の2 (第5条―第8条、第9条、第9条の4―第9条の6関係)

- 基準該当居宅サービス事業所
- 基準該当介護予防サービス事業所
- 基準該当居宅介護支援事業所
- 基準該当介護予防支援事業所

登録更新申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職名・氏名

基準該当事業所に係る登録の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号				
申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地					
	連絡先					
	代表者の職・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名	生年 月 日	
代 表 者 の 住 所						
事 業 所	事業等の種類	基準該当事業所番号				
	登録有効期間満了日					
	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として 使用される事業所を有するとき				
所	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地					
管 理 者	フリガナ			生年月日		
	氏 名					
	住 所					

- 備考
- 1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
 - 2 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
 - 3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
 - 4 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

様式第3号 (第10条一第11条の2関係)

変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
名 称
代表者職名・氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		法 人 番 号	
		基 準 該 当 事 業 所 番 号	
登録内容を変更した事業所等		名称	
		所在地	
サ ー ビ ス の 種 類			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
	事業所の名称	(変更前)	
	事業所の所在地		
	申請者の名称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)		
	事業所の建物の構造、専用区画等		
	備品 (訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)		
	利用者の推定数		
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所		
	サービス提供者責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
	運営規程		
	協力医療機関 (病院)・協力歯科医療機関		
	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床型・併設型の別)		
	利用者、入所者又は入院患者の定員		
	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)		
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		

- 備考 1 「サービスの種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
- 2 「変更があった事項」の「変更の内容」は、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように記入してください。
- なお、電子申請届出システムを利用する際は、「サービスの種類」に該当する付表に変更前と変更後の内容を入力、付表以外の添付書類等の変更内容は、「変更の内容」の (変更前) と (変更後) 欄に、変更前と変更後の内容が具体的に分かるように入力してください。

様式第4号 (第10条―第11条の2関係)

再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
名 称
代表者職名・氏名

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	法 人 番 号	
	基 準 該 当 事 業 所 番 号	
再 開 し た 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
サ ー ビ ス の 種 類		
再 開 し た 年 月 日	年 月 日	

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

様式第4号の次に次の1様式を加える。
 様式第5号(第10条―第11条の2関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名 称
 代表者職名・氏名

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	法 人 番 号	
	基 準 該 当 事 業 所 番 号	
廃 止 (休 止) す る 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
サ ー ビ ス の 種 類		
廃 止 ・ 休 止 の 別		廃止・休止
廃 止 ・ 休 止 す る 年 月 日		年 月 日
廃 止 ・ 休 止 す る 理 由		
既にサービス又は支援を受けている者に対する措置		
休 止 予 定 期 間		休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、改正後の介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。
- この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第27号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第23号の4から第23号の19までを削り、同条第23号の20中「様式第23号の20」を「様式第23号の4」に改め、同条第23号の4とし、同条第23号の21中「様式第23号の21」を「様式第23号の5」に改め、同条第23号の5とし、同条第23号の22及び第23号の23を削り、同条第23号の24中「様式第23号の24」を「様式第23号の6」に改め、同条第23号の6とする。

様式第23号の4から様式第23号の19までを削り、様式第23号の20を様式第23号の4とし、様式第23号の21を様式第23号の5とし、様式第23号の22及び様式第23号の23を削り、様式第23号の24を様式第23号の6とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年(2024年)3月29日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄